

第11回 倫理委員会 有識者懇談会 議事要旨 (2024年4月23日)

I 日時：

2024年4月23日(火) 10:00~11:25

II 場所：

日本公認会計士協会 4階 404AB 会議室/オンライン会議

III 出席者：

○ 有識者懇談会メンバー

(五十音順・敬称略)

八田進二(議長)、青克美、井上隆、遠藤元一、後藤敏文、佐藤淑子、前原康宏、
松田千恵子、弥永真生、井村知代(オブザーバー)、齊藤貴文(オブザーバー)

○ 日本公認会計士協会(説明者)

茂木哲也(会長)、後藤紳太郎(副会長)、西田俊之(常務理事)、樋口誠之(委員長)、
武藤智帆(副委員長)、山田雅弘(副委員長)

IV 議事要旨：

1. 倫理規則及び倫理規則実務ガイダンス第1号「倫理規則に関するQ&A(実務ガイダンス)」の改正の公開草案に寄せられたコメントへの対応について

担当副委員長から、2024年1月24日付けで公表した「倫理規則」及び「倫理規則実務ガイダンス第1号「倫理規則に関するQ&A(実務ガイダンス)」」の改正に関する公開草案(意見募集期限 2024年3月8日)に対して寄せられたコメントへの対応に関して、説明がなされた。

【主なご意見】

<社会的影響度の高い事業体(PIE)>

【コメントNo.4】

- 改正案 R400.22 項(1)②は一見すると複雑な記載であり、コメント対応案において、公に取引されている事業体の中に上場事業体以外の事業体を含める趣旨に関する説明を追加してはどうか。

(質問への回答)

- ご意見を踏まえ、修正を検討させていただきたい。

【コメントNo.7】

- 今回の IESBA 倫理規程の改訂に伴う倫理規則の見直しは、公認会計士の倫理について国際的な整合性を図ることが目的であると理解している。コメント対応案では「諸外国でも IESBA 倫理規程の改訂を踏まえた PIE の範囲の見直しがされており、こうした国際的な動向も踏まえ、今後も必要に応じて検討をしていきます。」とあるが、諸外国と比較して、我が国の企業が国際的に劣後する状況にならないことを確かめながら、見直しをしていく必要がある。また、可能であれば業界団体や利害関係者等との対話の場を設け、今後の検討につなげていただきたい。
- 「我が国の PIE の範囲は、欧米対比で広く定義され、過重な実務負荷を伴う結果となっている。」とコメントが寄せられているが、国際的な競争力という観点の他、各国での PIE の範囲がどのような状況になっているのかのサーベイ又はレビューをしていただきたい。

<守秘義務（秘密保持）>

【コメントNo.16】

- 改正案第 114.3 A3 項を「伝達することが推奨される」と修正しているが、「推奨される」という表現は適用指針として適切なのか。

(質問への回答)

- ご意見を踏まえ、修正を検討させていただきたい。

【コメントNo.17】

- 改正案 R114.2 項(4)の解釈については、これまでも議論になった点である。秘密保持に関する規定の趣旨や考え方について解説を丁寧に行っていただきたい。会員への周知徹底だけでなく、依頼人となる利害関係者にも理解いただけるよう丁寧な説明が必要となる。

(質問への回答)

- 理解が難しい部分であり、読み手に理解いただけるよう、改正の趣旨を説明していきたい。

- コメント対応案では「職業的専門家としての基準に基づいて会員が監査業務を実施する局面においては、R114.3 項(1)の「開示又は利用する法律上又は職業上の義務又は権利がある場合」の正当な理由に該当するため、会員は、秘密情報を利用することが認められることが考えられます。」とあるが、「正当な理由に該当する場合には、会員は、秘密情報を利用することが認められると考えられます。」が適切ではないか。

(質問への回答)

- ご意見を踏まえ、修正を検討させていただきたい。

お問合せ先

日本公認会計士協会 業務本部

倫理グループ

E-mail : rinri@sec.jicpa.or.jp

以 上